



第15号様式（第37条関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

2023年 4月 17日

山梨県知事

長崎 幸太郎 殿

提出者

住 所 山梨県韮崎市大草町下條西割1200

氏 名 陣内 誠司

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0551-23-3732

山梨県生活環境の保全に関する条例第62条第1項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	三井金属ダイカスト株式会社
事業場の所在地	山梨県韮崎市大草町下條西割1200
計画期間	2023年4月1年～2024年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	輸送用機械器具製造業
② 事業の規模	製品出荷額11,926百万円
③ 従業員数	106名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	主に表面処理工程で発生、全量を収集運搬及び処理業者へ委託

（日本工業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項	
(管理体制図) 別紙 管理体制図	

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙	
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙	
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の分別に関する事項	
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（ 4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

(第6面)

備考 1 2 3 請 じ ま と。 中 間 量 行 収 あ へ と の 入	1 前年度の産業廃棄物の発生量が500トン以上1,000トン未満の事業場ごとに1枚作成すること。
	2 当該年度の6月30日までに提出すること。
	3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
	(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
	(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に 応じ 事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
	(3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了する ま と。 での一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
	4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら 中 間 間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中 間 間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託 量 を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施 令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回 収 施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）で あ る処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者 へ の焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。	
6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙の と おり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物 の 種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記 入 すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないとき は、「—」を記入すること。	
7 ※欄は記入しないこと。	

別紙1 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

前年度 2022年度 実績

① 現状

産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラ	ガ・コ・陶	金属くず	木くず	がれき類	水銀使用製品(照明機器)	鉍さい	紙くず
排出量(t)	433.9	161.297	45.0	19.25	22.46	1.855	5.734	21.95	6.12	0.26	21.77	0.755

これまでに実施した取組み

使用液の長寿命化

使用液の使用量削減

油性廃油有価へ変更

②計画

産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラ	ガ・コ・陶	金属くず	木くず	がれき類	水銀使用製品(照明機器)	鉍さい	紙くず
排出量(t)	300.0	100.0	30.0	10.0	15.0	2.0	10.0	15.0	1.0	0.1	10.0	0.1

今後実施する予定の取組み

使用液の長寿命化

使用液の使用量削減

設備の改修及び変更

製造工程の見直し

排水処理工程の見直し

別紙2 産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状

分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組

産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック	ガラス・陶器	金属くず	木くず	がれき類	水銀使用製品(照明機器)	鉛さい	紙くず
----------	----	----	----	-------	---------	--------	------	-----	------	--------------	-----	-----

これまでに実施した取組

- ・排出は職場単位で行う
- ・保管場所の分別

②計画

今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組

業廃棄物の種類												
---------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

今後実施する予定の取組

- ・特に無し

別紙3 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

前年度 2022年度 実績

①現状

産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラ	ガ・コ・陶	金属くず	木くず	水銀使用製品(照明機器)	がれき類	鉱さい	紙くず
排出量(t)	433.9	161.297	45.0	19.25	22.46	1.855	5.734	21.95	0.26	6.12	21.77	0.755
優良認定処理業者へ処理委託	433.9	161.297	45.0	19.25	22.46	1.855	5.734	21.95	0.26	6.12	21.77	0.755
再生利用業者へ処理委託												
認定熱回収業者へ処理委託												
認定熱回収業者以外熱回収を行う業者へ処理委託												

これまでに実施した取組

- ・電子マニフェスト対応できる業者への変更
- ・対応が早い業者への変更

②計画

産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラ	ガ・コ・陶	金属くず	木くず	水銀使用製品(照明機器)	がれき類	鉱さい	紙くず
排出量(t)	300.0	100.0	30.0	10.0	15.0	2.0	10.0	15.0	0.1	1.0	10.0	0.1
優良認定処理業者へ処理委託	300.0	100.0	30.0	10.0	15.0	2.0	10.0	15.0	0.1	1.0	10.0	0.1
再生利用業者へ処理委託												
認定熱回収業者へ処理委託												
認定熱回収業者以外熱回収を行う業者へ処理委託												

今後実施する予定の取組

- ・新規及び変更時は優良認定している業者と契約する

別紙 管理体制図

